

## 広島県警察本部告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

平成19年4月1日

広島県警察本部長 飯 島 久 司

### 1 受託者

- (1) 名称 財団法人広島県交通安全協会
- (2) 住所 広島市中区八丁堀4番24号

### 2 委託期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで